

TOP page

資料室

イベント情報

講師を探す

Worker's 広場

関連リンク

資料室



HOME | 資料室 | 一般教養 | 労働関係法 | 「働き方改革法」のポイント⑤

労働組合

労働者福祉・共済

一般教養

社会保障

労使トラブル法律相談Q&A

労働関係法

経営全般

人間関係とコミュニケーション

ライフプラン

男女共同参画

公務員関係法

日朝の歴史

7つの習慣

中東の歴史

ボランティア活動

環境活動

社会貢献活動

自己啓発

生涯学習

外交・防衛問題

資本論

「働き方改革法」のポイント⑤

施行日	関係法規	内容
公布日	雇用対策法	労働者が生活との調和を保ちつつ意欲と能力に応じて就業できる環境の整備 時間外労働の上限規制の法制化、罰則適用（中小企業除く） 労使協定（36協定）の記載事項の見直し（中小企業除く）
	労働基準法	労使協定（36協定）の記載事項の見直し（中小企業除く） 年次有給休暇の時季指定による付与義務 フレックスタイム制の見直し（精算期間の上限の延長） 高度プロフェッショナル制度の創設 面接指導（義務化、対象拡大）
2019年4月1日	労働安全衛生法	労働時間の状況の把握 産業医・産業保健機能の強化（事業者から産業医への情報提供義務等） 勤務間インターバル制度の導入（努力義務）
	労働時間設定改善法	一定の要件を満たす衛生委員会を労働時間等設定改善委員会とみなす規定の削除（経過措置あり）、労働時間等設定改善委員会の決議に係る労働基準法の適用の特例
	労働安全衛生法・じん肺法	労働者の心身の状態に関する情報の取扱いの整備

フレックスタイム制の見直し

1、精算期間の上限の延長

改正前：

フレックスタイム制の精算期間の上限は1ヶ月

労使協定の定めは必要だが、行政官庁への届け出は不要

改正後：

フレックスタイム制の精算期間の上限は3ヶ月

1ヶ月を超える期間を精算期間と定めた場合、1ヶ月ごとの平均労働時間が週50時間を超えたとき、法定の割増賃金を支払わなければならない

精算期間が1ヶ月を超える場合には、フレックスタイム制の労使協定の行政官庁への届け出を義務づける

2、完全週休2日制における法定労働時間の特例

改正法32条の3第3項

⑥ 「フレックスタイム制」を拡充します

(現在)

労働時間の精算期間：1か月

(改正後)

労働時間の精算期間：3か月

精算期間が3か月になると・・・
6月に働いた時間分を、
8月の休んだ分に振り替えることができます。

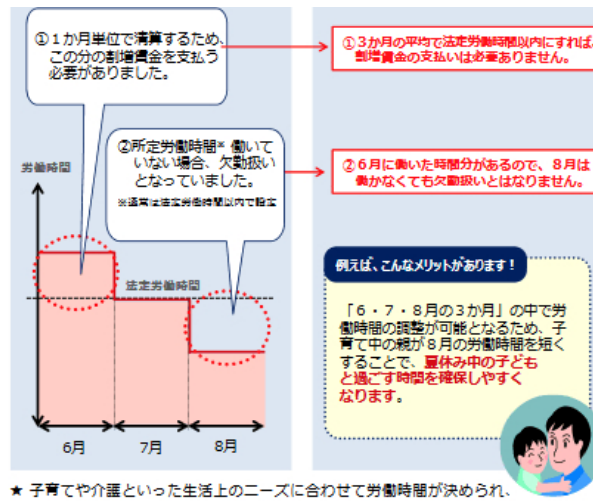
教育カリキュラム

日本国憲法

傾聴

語り部スキル

▶ キーワード検索はこちら



★ 子育てや介護といった生活上のニーズに合わせて労働時間が決められ、より柔軟な働き方が可能になります。

(つづく)

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

Worker's Library 会員登録
お申し込みはこちらです。

>>一覧へ戻る

▶ サイトマップ ▶ このサイトについて ▶ 個人情報保護の取組みについて

▶ ページTOPへ

TOP page

資料室

イベント情報

講師を探す

Worker's広場

関連リンク

Worker's Library 静岡で働く人のための資料閲覧サイト
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE 【ワーカーズ・ライブラリー】

Copyright© WORKER'S LIBRARY All rights reserved.